六―ジメチルピリジンN―オキシド（別名オピカポン）の製剤であつて、一錠中二・五―ジクロロ―三―［五―（三・四―ジヒドロキシ―五―ニトロフェニル）―一・二・四―オキサジアゾール―三―イル］―四・六―ジメチルピリジンN―オキシドとして二十五mg以下を含有するもの	
三十六の三十六～三十六の四十二	（略）
三十六の四十三	（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）（別名モメタゾンフランカルボン酸エステル）及びその製剤。ただし、一噴霧量中（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）として五〇μg以下を含有する点鼻剤、一噴射量中（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）として二〇〇μg以下を含有する吸入剤及び一カプセル中（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）として三二〇μg以下を含有する吸入剤を除く。
三十六の四十四～三十六の四十八	（略）
三十七	（略）

三十六の三十四～三十六の四十	（略）
三十六の四十一	（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）（別名モメタゾンフランカルボン酸エステル）及びその製剤。ただし、一噴霧量中（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）として五〇μg以下を含有する点鼻剤及び一噴射量中（＋）―九・二一―ジクロロ―一一ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―（二―フロアート）として二〇〇μg以下を含有する吸入剤を除く。
三十六の四十二～三十六の四十六	（略）
三十七	（略）

三十七の二	N―［（一・三―ジシクロヘキシルヘキサヒドロ―二・四・六―トリオキソピリミジン―五―イル）カルボニル］グリシン（別名ダプロデュスタット）及びその製剤
三十七の三～三十七の二十三	（略）
三十八～六十一	（略）
六十一の二	チルドラキズマブ及びその製剤
六十一の三～六十一の十二	（略）
六十二～九十六の二十五	（略）
九十六の二十六	二―フルオロ―N―メチル―四―｛七―［（キノリン―六―イル）メチル］イミダゾ［一・二―b］［一・二・四］トリアジン―二―イル｝ベンズアミド（別名カプマチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
九十六の二十七～九十六の三十一	（略）
九十七～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～二十七	（略）
二十八	イサツキシマブ及びその製剤
二十九～七十八	（略）
七十九	四―｛三―［四―シアノ―三―（トリフルオロメチル）フエニル］―五・五―ジメチル―四―オキソ―二―スルフアニリデンイミダゾリジン―一―イル｝―二―フルオロ―N―メチルベンズアミド（別名エンザルタミド）及びその製剤
八十～百五十九	（略）
百六十	二―フルオロ―N―メチル―四―｛七―［（キノリン―六―イル）メチル］イミダゾ［一・二―b］［一・二・四］トリアジン―二―イル｝ベンズアミド（別名カプマチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
百六十一～百九十六	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）

三十七の二～三十七の二十二	（略）
三十八～六十一	（略）

（新設）

六十一の二～六十一の十一	（略）
六十二～九十六の二十五	（略）

（新設）

九十六の二十六～九十六の三十	（略）
九十七～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～二十七	（略）

（新設）

二十八～七十七	（略）

（新設）

七十八～百五十七	（略）

（新設）

百五十八～百九十三	（略）